

さいたま市営繕工事における週休2日促進工事実施要領

新旧対照表

令和6年10月改定

新

旧

<p>さいたま市営繕工事における週休2日 <u>促進</u> 工事実施要領</p>	<p>さいたま市営繕工事における週休2日 <u>モデル</u> 工事実施要領</p>	<p>モデル工事から促進工事へ変更</p>
<p>1 目的 本要領は、営繕工事における週休2日 <u>促進</u> 工事（以下「<u>促進</u> 工事」）を実施するための必要な事項を定め、建設現場における週休2日の <u>定着</u> を目的とする。</p>	<p>1 目的 本要領は、営繕工事における週休2日 <u>モデル</u> 工事（以下「<u>モデル</u> 工事」）を実施するための必要な事項を定め、建設現場における週休2日の <u>推進に向けた課題を把握すること</u> を目的とする。</p>	<p>モデル工事から促進工事へ変更および目的の変更</p>
<p>2 用語の定義 (1) 週休2日 <u>① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u></p>	<p>2 用語の定義 (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</p>	<p>週休2日の説明の明確化</p>
<p>(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇 <u>6日間</u>、夏季休暇 <u>3日間</u>、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。</p>	<p>(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 （受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など） は含まない。</p>	<p>年末年始、夏季休暇の日数を具体的に明記 () の削除</p>
<p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p>	<p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、 <u>現場管理上必要な作業を行う場合を除き</u>、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p>	<p>現場閉所の文書を一部削除</p>
<p>(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して <u>現場作業が無い</u> 状態をいう。</p>	<p>(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、 <u>現場管理上必要な作業を行う場合を除き</u>、現場事務所での作業を含めて1日を通して <u>現場が閉所された</u> 状態をいう。</p>	<p>現場休息の文書を一部削除</p>

新

旧

<p>(5) 4週8休以上</p> <p><u>① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p><u>ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。</u></p> <p><u>② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u></p> <p>なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	<p>(5) 4週8休以上</p> <p>対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>	<p>月単位と通期の4週8休の説明の明確化</p>
<p>3 対象工事</p> <p><u>促進</u>工事は原則全ての工事を対象とする。</p> <p>ただし、<u>対応が困難な工事は促進</u>工事としないことも可能とする。</p> <p>なお、対象工事については入札公告及び設計図書に<u>促進</u>工事である旨を明記する。</p>	<p>3 対象工事</p> <p><u>モデル</u>工事は原則全ての工事を対象とする。</p> <p>ただし、<u>以下の工事はモデル</u>工事としないことも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> →社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事 →現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事 →上記に掲げるもののほか適切でないと認められる工事 <p>なお、対象工事については入札公告及び設計図書に<u>モデル</u>工事である旨を明記する。</p>	<p>モデル工事から促進工事へ変更</p> <p>対象工事以外の例を削除</p>

新

旧

<p>4 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法</p> <p><u>促進</u>工事において、<u>対象期間中の</u>現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。</p> <p><u>①月単位の促進工事（4週8休以上） 1.04</u></p> <p><u>②通期の促進工事（4週8休以上） 1.02</u></p>	<p>4 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法</p> <p><u>モデル</u>工事において、<u>以下の①から③までの</u>現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。</p> <p>①—4週8休以上</p> <p>—(現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上)—</p> <p>—1.05—</p> <p>②—4週7休以上4週8休未満</p> <p>—(現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満)—</p> <p>—1.03—</p> <p>③—4週6休以上4週7休未満</p> <p>—(現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満)—</p> <p>—1.01—</p>	<p>4週7休以上4週8休未満および4週6休以上4週7休未満の運用削除し、補正係数の変更</p>
<p>(2) 積算及び変更方法</p> <p><u>月単位の</u>4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>現場閉所（現場休息）の状況を確認し、<u>月単位の</u>4週8休に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、<u>通期の</u>4週8休に満たない場合は、<u>補正係数を除し</u>、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p> <p><u>なお、月単位の週休2日を達成した場合でも、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</u></p> <p><u>契約変更においては、</u>さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p>	<p>(2) 積算及び変更方法</p> <p>4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものは<u>その達成状況に応じて、労務費の</u>補正係数を(1)②又は③に変更して<u>工事費を積算し</u>、さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。<u>また、4週6休に満たないものについては、</u>請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p>	<p>(1) 補正方法の変更に伴う修正</p>

新

旧

<p>5 現場閉所（現場休息）の確認方法等</p> <p>(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法</p> <p>ア 工事着手前</p> <p>(ア) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。</p> <p><u>(イ) 受注者は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「【様式1】休日取得計画・実績報告書」を監督員に提出し、休日の取得計画について確認を受ける。</u></p> <p><u>(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「【様式1】休日取得計画・実績報告書」を監督員に提出する。</u></p>	<p>5 現場閉所（現場休息）の確認方法等</p> <p>(2) 現場閉所（現場休息）の確認方法</p> <p>ア 工事着手日前</p> <p>(ア) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。</p>	<p>項目（イ）および（ウ）の追加</p>
<p>イ 工事着手後</p> <p>(ア) 受注者は、前月分の「【様式1】休日取得計画・実績報告書」を当月の5日までに監督職員に提出し、<u>休日の取得実績について確認を受ける。</u></p>	<p>イ 工事着手日後</p> <p>(ア) 受注者は、様式2を参考とし、現場閉所（現場休息）予定日が確認できる月間工程表を発注者へ提出する。</p> <p>この月間工程表の提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。</p> <p>(イ) 現場閉所（現場休息）予定日に変更がある場合は、事前に監督職員に通知する。</p> <p>(ウ) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、現場閉所（現場休息）予定日が記載された月間工程表に現場閉所（現場休息）日を記載し、前月の実績を当月の5日までに監督職員に提出する。</p> <p>(エ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日及び現場閉所（現場休息）率が記載された月間工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数及び現場閉所（現場休息）率を確認する。</p>	<p>項目の内容整理</p>

新

旧

<p>ウ その他留意事項</p> <p>(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。</p> <p>(イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。</p> <p>(ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。</p> <p>(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。</p>	<p>ウ その他留意事項</p> <p>(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。</p> <p>(イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。</p> <p>(ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。</p> <p>(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。</p> <p>(オ) 月間工程表(様式2)については、記載内容が同じであれば他の様式を使用できることとする。</p>	<p>項目（オ）削除</p>
<p><u>(3) 週休2日促進工事の見える化</u></p> <p><u>対象期間中は促進工事であることをPRする工事看板等を工事現場に設置する。</u></p>		<p>項目（3）追加</p>
<p><u>(4) 適正な工期の確保</u></p> <p><u>公共建築工事における工期設定の基本的考え方に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。</u></p> <p><u>特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。</u></p>		<p>項目（4）追加</p>
<p><u>(5) 工事成績評定</u></p> <p><u>工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。</u></p>		<p>項目（5）追加</p>

新

旧

<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、令和6年9月30日までに「さいたま市宮継</u> <u>工事における週休2日モデル工事実施要領」等の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについて</u> <u>は、なお従前の例による。</u></p>		<p>附則の変更</p>
---	--	--------------